

決議案第 8 号

中西宏彰議員・竹下修平議員に対する問責決議

新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定により、この決議を別紙のとおり提出する。

令和2年6月25日提出

提出者 新城市議会議員 山田辰也

賛成者 新城市議会議員 澤田恵子



理由

この案を提出するのは、中西宏彰議員・竹下修平議員に対し、令和2年5月29日東三河広域連合議会5月臨時会においての議長選出にあたり、新城市議会全員協議会の議論の状況を鑑みることなく判断したことは遺憾であり、新城市議会全体の信頼と秩序保持のため、ここに新城市議会として問責を表明する必要があるからである。

中西宏彰議員・竹下修平議員に対する問責決議

令和2年5月29日に開催された東三河広域連合議会5月の臨時会において、中西宏彰議員と竹下修平議員の両名は、新城市議会の意に反した判断と行動をし中西宏彰議員は自ら、また竹下修平議員は中西宏彰議員を推薦したことで、中西宏彰議員は広域連合議長に選任された。

新城市議会では委員会や全員協議会でも広域連合議員の選出については、本年度広域連合議長の職責を担うということもあり、慎重かつ活発な議論が交わされてきた。

その内容については、今まで広域連合議会に臨むも議会報告がされず広域連合議会議員としての役割を果たさなかったこと、広域連合議員への抱負を求めも語ることは無く、広域連合議会議員として又広域連合議長の責任と自覚に欠ける行為であった。

こういった状況の中、新城市議会議長は、今回の議会の議論を真摯に受け止め、本年度新城市が担うことになっている、東三河広域連合議会議長の立場を辞退することを、広域連合議会にまで報告に伺った。

しかし、この事態も承知をしていながらまるで何もなかったかのように、中西宏彰議員・竹下修平議員においては反省はおろか説明責任さえ果たそうとしない状況が続いている。

よって、新城市議会としても議会全体の信頼維持と秩序保持の目的のため、議会の責任において中西宏彰議員・竹下修平議員に対し、問責することを表明する。

以上、決議する。

令和2年6月25日

新 城 市 議 会